

質問票への回答

1 JVの構成要件について（要望）

建設工事等において、甲型JVの場合、「すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であること。」との条件付されているものを見かけます。

この度の包括委託業務には、職員約40名の人件費、電力料金などの大口業務と、保守点検、清掃、分析等の小口業務が混在しており、上記に準ずる基準が設定されれば、小口業務を担当する地元中小企業はJV構成員として参画できないケースも想定されます。

地元中小企業がJV構成員として積極的に事業に参画できるようご配慮をお願いします。

本事業は建設工事に該当しないことから、最低出資率に制限を行うことは考えていません。ただし、代表企業は出資比率が最大である企業が務めることとします。

2 プロポーザル参加の要件ですが、大手企業と地元企業とのJVのみと考えてよろしいでしょうか。もしくは地元企業とのJVは必須ではなく、事業契約を大手企業が行い、地元企業とは協力企業とした構成でも参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。

(※公告時に基本契約・事業契約等と発注者と事業スキームの契約関連性が分かる概念図の提示をお願い致します。)

1の対応とすることから、参加要件を変更することは考えていません。SPC又はJV等による参加を想定していますが、大手企業と地元企業を構成員とする事業者グループでのご参加をお願いします。公告時に、契約関連性が分かる最終的な事業スキームの概念図を含めた資料を公表します。

【契約関連性等に係る基本的な考え方】

- ・構成員（大手企業、地元企業）が市と契約を締結する。
 - ➡参加要件として、大手企業と地元企業の事業者グループであることを求めます。
(参加要件を満たしていれば、市外企業が加わる体制を可能とします。)
- ・協力企業（構成員グループから業務を受注する企業）は市と直接契約を締結しない。
 - ➡地元企業を優先する方針ですが、活用方法については各企業の提案の範囲とします。

3 開催時間を1～2時間と設定されていますが、すべての施設を見学させていただくには時間が足りないことが想定されます。複数回の見学をお願いできますでしょうか。

複数回の見学について対応したいと考えます。施設管理の観点から、公社現場職員が見学に同行することとし、質問等について書面で提出いただくことを想定しています。

4 見学会に参加する人数が多くなります。複数の班を作りご対応いただくことは可能でしょうか。

現場説明会への参加人数については、大変申し訳ございませんが個別に人数制限のご連絡を行います。なお、現場説明会後の現場確認・見学等について人数制限は行わない考えです。

5 転籍希望の生活環境公社事務局職員2名について

(1) 一般財団法人米子市生活環境公社給与等一覧表に、2名の職員を追加した表を提示頂きたい。

公募時の閲覧資料として提示します。

(2) 事務の効率化の観点から、交代勤務職員の給与計算その他手続き業務を社会保険労務士に委託し、事務職員1名体制でスタートする考えで進めています。本人が納得すれば、事務職以外の勤務で差し支えないですか。

第1期期間中において、本人が希望しない場合の雇用会社別部署への異動等を認めないことを参加条件としています。本人が納得し、希望する場合においてはこの限りではありません。

6 現場説明会後に再度、現場確認や資料閲覧等を行うことは可能でしょうか。

現場説明会後の現場確認及び資料閲覧等を可能とします。

7 閲覧資料について

募集要項(案)4募集に関する手続き等において閲覧資料は現地説明会時に紙資料の閲覧となっております。昨今のコロナ禍において限られた時間に、限られた場所において紙資料を閲覧する事は感染リスクの面から可能な限り避けたいと考えています。閲覧資料においてはPDFデータ形式でCDなどのメディアで配布頂けないでしょうか。

閲覧資料について、可能な限りホームページ等に公表する考えです。

ただし、公社現場職員の個人情報に係るものなど、お渡しできない資料があることについてご承知おきください。対策として、閲覧場所に個室を用意し、複数の事業者グループが同時に閲覧しないよう配慮します。なお、事業者グループの構成企業間の感染対策について、適切に対応をお願いします。

8 要求水準等について

第3回プラットフォームの質問回答にて、契約基準＝法定基準との回答でしたが、その場合、先日配布された要求水準書案のp5、2.4.6は削除となりますか？

また別紙4の年間平均値の目標基準未達の場合の扱いはどうなりますでしょうか？

将来的に契約基準値と法定基準値の数値が変更となる可能性を考慮し、一般の要求水準書と体裁を合せています。なお、それぞれの数値は同数値を定めていますので、取扱いについて変更ありません。別紙4の年間平均値の目標基準について、未達の場合におけるペナルティの発生はありません。達成時にはインセンティブ(評価)とすることを想定しています。

9 雨水沈殿池へ分配される量は決まっているのでしょうか？また雨水沈殿池から放流される放流水の水質は受託者の責任範囲外でしょうか？対象となる場合、過去の水質分析結果をご提示願います。

雨水沈殿池には、水処理系で定められている処理能力（日最大汚水量）を超える場合に分配しています。要求水準書に規定する範囲内においては、放流水質は受託者の責任範囲となります。過去の水質分析結果について、別途ホームページへ公表します。

10 消化ガス発電を行っていると思いますが、ガス発生量等の制限は受託者は負わないと考えてよろしいでしょうか。

ガス発生量の減少等による責任は受託者にはありません。現在、トラブル時の電話連絡のみ、公社職員で対応しています。現状と同様の対応とするよう要求水準書に記載します。